

○運転免許の行政処分に関する事務処理要領の改正について

平成31年 3月13日

道本運管第3498号（運試合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
運転免許の行政処分に関する事務処理については、これまで「運転免許の行政処分に関する事務処理要領の制定について」（平28. 8. 17道本運管第1374号（運試合同）。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、別添のとおり「運転免許の行政処分事務に関する事務処理要領」を改正し、実施することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

被処分者が刑事施設入所中である場合等にも当該居所を管轄する公安委員会に対し、住所地管轄公安委員会が行政処分の執行の依頼をできるよう、関係手続を整備するとともに、行政処分の決定と執行とを明確に区分し手続を記載するなど、行政処分事務処理要領を整理するもの。

2 改正概要

- (1) 処分決定通知や処分執行通知について明記した。
- (2) 再調査が必要な場合の追加調査や訂正報告書等の作成について追加した。
- (3) 行政処分関係書類に添付する違反報告書等の調査書類について整理した。
- (4) 意見の聴取等や処分決定に関する手続きについて新たに追加した。
- (5) 処分書等を交付する際の不利益処分に対する不服申立てに関する手続きを、書面で教示することを追加したほか、処分執行通知を行う場合について明記した。
- (6) 行政処分の決定をされた運転者の住所地に加え、居所を管轄する公安委員会に対する処分執行依頼について追加したほか、関係手続を整理した。
- (7) 関係様式の修正を行った。

3 その他

所要の整理を行った。

別添

運転免許の行政処分に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

本要領は、運転免許の行政処分事務について標準的な事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の意義

本要領の用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「本部主管課」とは、警察本部運転免許管理課又は各方面本部の交通課をいう。
なお、本部主管課の所管については、警察本部運転免許管理課にあつては警察本部及び札幌方面の各所属、各方面本部の交通課にあつては当該方面の各所属とする。
- (2) 「本部主管課長」とは、本部主管課の長をいう。
- (3) 「警察署等」とは、警察署並びに交通事件を取り扱う警察本部及び方面本部の所属をいう。
- (4) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (5) 「警察官」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する者をいう。
- (6) 「一般違反行為」とは、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (7) 「特定違反行為」とは、令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (8) 「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (9) 「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (10) 「違反報告書」とは、警察官が作成した違反行為に係る交通切符、交通反則切符、点数切符、逮捕手続書、捜査報告書、実況見分調書、供述調書及びその他の書類の写しで、違反事実等を認定するためのものをいう。
- (11) 「違反等登録」とは、別に定める「北海道警察運転者管理業務実施要領の制定について」（以下「運転者管理業務実施要領」という。）に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (12) 「抹消登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反等登録を訂正抹消又は完全抹消する登録をいう。
- (13) 「違反等登録票」とは、別に定める「北海道警察運転者管理業務（不適合事由に関する登録等）実施細則」（以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める人身事故用行政処分原票、違反登録票、事故登録票又は事案登録票をいう。
- (14) 「処分登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (15) 「処分猶予登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。
- (16) 「処分手配登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める処分手配登録をいう。
- (17) 「処分短縮登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分短縮登録及

び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。

- (18) 「行政処分関係書類」とは、違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。
- (19) 「免許の停止等」とは、法第90条第1項、法第103条第1項若しくは第4項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に係る運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (20) 「行政処分」とは、免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (21) 「行政指導」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の規定により、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。
- (22) 「違反照会」とは、運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (23) 「点数通報」とは、運転者管理業務実施要領に定める新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に、情報処理センターから送信される通報又は回答事項をいう。
- (24) 「点数通報書」とは、点数通報を本部主管課において印字した資料をいう。
- (25) 「処分決定」とは、行政処分事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会（「方面公安委員会」を含む。以下「公安委員会」という。）が、行政処分を行うことを決定することをいう。
- (26) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3若しくは別記様式第13の4の処分通知書及び府令別記様式第19の3の3若しくは別記様式第22の6の処分書をいう。
- (27) 「処分書等の交付」とは、処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。
- (28) 「出頭通知」とは、処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書を交付するための出頭を求める通知をいう。
- (29) 「停止処分者講習」とは、法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (30) 「違反者講習」とは、法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (31) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4の処分移送通知書をいう。
- (32) 「処分事案の移送」とは、処分事由が発生した時における運転者の住所地が、当該行政処分事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分事由の移送をいう。

- (33) 「違反者講習該当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (34) 「処分決定通知」とは、処分決定（免許の拒否、保留を除く。）を行った時における当該処分に係る者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定（免許の拒否、保留を除く。）を行った旨の通知をいう。
- (35) 「処分執行依頼」とは、処分決定を行った当該者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。
- (36) 「処分執行通知」とは、処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。
- (37) 「重大違反唆し等」とは、法第90条第1項第5号に規定する行為をいう。
- (38) 「道路外致死傷」とは、法第90条第1項第6号に規定する行為をいう。
- (39) 「危険性帯有」とは、法第103条第1項第8号に規定する行為をいう。
- (40) 「一定の病気等」とは、法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、同号の2若しくは第3号に規定する病気等をいう。

3 都道府県警察相互の連絡・協力

違反等登録、処分事案の移送、処分決定通知、処分執行依頼等の行政処分関係事務は、都道府県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

4 迅速かつ確実な行政処分

- (1) 行政処分は、違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これら登録を迅速かつ確実に行うものとする。
- (2) 交通の安全を確保するためには、行政処分を迅速かつ的確に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

5 能率的な事務処理の推進

迅速かつ確実な行政処分のため、捜査担当部門との連携を図るなどし、効率的な行政処分事務の推進に努めるものとする。

第2 点数制度による行政処分

1 違反等登録票の点検

(1) 違反行為の発見報告

ア 警察官は、点数評価の対象となる違反行為を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して、警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為の調査になお相当の時間を要するものであるときは、当該違反等登録に必要な事項をまずは報告するものとする。

イ 警察官は、行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、違反報告書の記載を適正、かつ、正確に行うものとする。

(2) 警察署長等の措置

ア 違反等登録票の作成

警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認めた事案以外について、警察官又は交通関係の事務の処理に従事する者に違反等登録票を作成させるものとする。

イ 違反等登録票の審査

(ア) 警察署等に違反等登録票に関する審査責任者（以下「審査責任者」という。）を置くものとし、交通（地域・交通）課長、交通（地域・交通）課長の配置がない警察署にあっては、交通係長をもって充てるものとする。

(イ) 審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導・教養を行うものとする。

(ウ) 審査責任者は、違反報告書が適正に作成され、その内容が違反等登録票に正確に記載されているかどうかを審査するとともに、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、被害状況、不注意の程度等が記載され、事実の認定に誤りがないかどうかを審査するものとする。この場合において、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求め、その内容については具体的に指示するものとする。

ウ 行政処分関係書類の送付

(ア) 行政処分関係書類は、本部主管課に送付するものとする。

(イ) 6点以上の点数が付されることとされている違反行為又は人身事故等に係る違反行為若しくは判断の困難な違反行為（交通切符等適用の否認事件を含む。）に係る事案の行政処分関係書類を送付するときは、事実の証明に必要な違反報告書の写しを添付するものとする。この場合において、違反等登録票等の所要の欄に処分量定上の参考意見を付記するものとする。

(ウ) 前記(イ)に定める要領により送付した後に、新たに違反報告書を作成したときは、追送付するものとする。

オ 行政処分関係書類の決裁等

- (ア) 警察署長等は、本部主管課への送付に関する事務を審査責任者（警部補の階級にある警察官を充てる場合を除く。）に専決させることができるものとする。
- (イ) 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分関係書類を作成しなかったものについては、当該事件簿等の余白に明記するものとする。
- (ウ) 警察署長等は、前記(イ)の事件簿等の記載内容及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導、監督し、違反行為の発見報告があった事案の適正な処理に配慮するものとする。
- (エ) 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を本部主管課長に連絡するものとする。

(3) 本部主管課長の措置

- ア 本部主管課には、行政処分関係書類点検責任者（以下「点検責任者」という。）を置くものとし、違反等登録の審査を担当する警部の階級にある警察官をもって充てるものとする。
- イ 点検責任者は、行政処分関係書類の点検及び警察署等の審査責任者等に対する指導、教養を行うものとする。

2 違反等登録

(1) 違反等登録審査官の指定

本部主管課には、違反等登録審査官（以下「登録審査官」という。）を置くものとし、警部補以上の階級にある警察官をもって充てるものとする。

(2) 違反等登録審査

登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価又は行政処分の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「重い」、「軽い」の区分について行うものとする。

(3) 違反等登録除外

登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について、違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認めたときなどは、当該事案を違反等登録から除外するものとする。また、交通事故に係る事案について別表第2の交通事故に関する登録除外事由に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録から除外す

るものとする。

(4) 補充調査等の依頼

登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外を相当と認めた場合を除き、本部主管課長の決裁を受けた上、行政処分関係書類を送付した警察署長等に補充調査や報告書等の作成を依頼するものとする。

(5) 違反等登録の迅速処理

違反等登録審査は、行政処分関係書類の点検の終了を待って直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来たすことがないようにするものとする。

(6) 違反等登録の決裁

ア 本部主管課長は、違反等登録除外又は重要若しくは特異な事案（交通切符等適用の否認事件を含む。）に該当するものを除き、違反等登録を登録審査官に専決させることができるものとする。

イ 登録審査官は、前記アにより専決した場合には、その取扱い状況を別記第1号様式の違反等登録日報により本部主管課長に報告するものとする。

ウ 違反等登録除外又は重要若しくは特異な事案（交通切符等適用の否認事件を含む。）に関する事務の決裁は、登録審査官において、当該違反等登録除外を必要と認めた理由又は重要若しくは特異な事案の概要等を付記した上で、個々の事案について本部主管課長の決裁を受けるものとする。

(7) 違反等登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻し、発生地を管轄する都道府県警察において違反等登録の変更又は違反等登録除外を行うものとする。

(8) 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

ア 違反等登録の抹消手続

本部主管課長は、違反等登録後に違反等登録を抹消すべき事情が生じたときは、運転者管理業務実施細則に定める要領により違反等登録を抹消するものとする。

イ 行政処分等の調査と是正措置

本部主管課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

ウ 抹消登録の連絡の徹底

前記イの抹消登録した都道府県警察と当該違反等登録に係る者の住所地を管

轄する都道府県警察が異なる場合は、抹消登録した本部主管課長が、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話により即報するものとし、当該即報を受けた住所地を管轄する本部主管課長は、前記イの措置を講ずるものとする。

エ 運転免許を受けていない者への対応

(ア) 本部主管課長は、運転免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による運転免許の申請や受験相談の機会において、当該者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該者の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合には、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

(イ) 前記(ア)の場合、当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できないときは、当該抹消登録した本部主管課長が、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、別記第2号様式の調査依頼書により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するものとする。

また、当該抹消登録した本部主管課長は、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係（以下「警察庁行政処分係」という。）に報告するものとする。

(ウ) 前記(イ)に基づく調査依頼を受けた本部主管課長にあつては、前記(イ)の調査を行うとともに、その結果、抹消前の違反等登録に基づく行政処分等が認められたときは、当該抹消登録をした都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとする。

また、当該抹消登録をした本部主管課長は、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告するものとする。

(9) 違反等登録のある者による運転免許申請時等における適切な取扱いのための措置

ア 違反等登録のある者による運転免許申請や受験相談に対する適切な取扱いがなされるよう、当該窓口において違反照会の確実な実施、申請者等に対する丁寧な聞き取り、照会結果と聞き取り内容が異なる場合の本部主管課（他の都道府県警察による違反等登録の場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課）に対する確実な確認等に関し、本部主管課長は、運転免許申請等の窓口担当者等に対する指導・教養を行うものとする。

イ 前記アの運転免許申請等の窓口における違反等登録がある者に対する措置経過について、事後の問合せや紛議に適切に対応できるよう、措置内容を明確に

記録しておくことなどについて、運転免許申請等の窓口担当者等に対する指導、教養を行うものとする。

3 処分量定

(1) 処分量定の方法

ア 免許の拒否、保留

(ア) 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報を受理した本部主管課において、点数通報の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算したその者の免許の停止等の回数、累積点数及び免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、点数通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報書に記載されている違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別するものとする。

(イ) 併記免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領に定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をするものとする。

イ 免許の取消し、停止

点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

ウ 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者に係る処分量定は、違反等登録を行う本部主管課において、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍及び住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置をとるものとする。

(ア) 処分基準点数に該当する場合

a 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、違反等登録を行った本部主管課の管轄区域内にあるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定をするものとする。

b 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、違反等登録を行った本部主管課以外の管轄区域内にあるときは、点数通報書の所要の欄に計算した点数を付記して、当該者の住所地を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行うものとする。

(イ) 処分基準点数に該当しない場合

違反等登録を行った本部主管課において、当該違反行為に係る行政処分関係書類を保存すること。

(2) 処分量定上の留意事項

処分量定に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

ア 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないか否かを調べ、当該事情がある場合には、処分量定をする者において再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

イ 当該交通事故が別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものである場合には、同表の交通事故の不注意の程度「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、当該事故が「小」に該当すると認めるときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

(3) 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事故の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

4 処分決定等

(1) 意見の聴取等

意見の聴取等は、法及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)等の関係規定に従い行うものとする。

(2) 処分決定の決裁

ア 公安委員会の行政処分に係る事務は、法第114条の2において免許の保留及び免許の効力の停止に関してのみ、警察本部長又は方面本部長に委任されており、これら以外の免許の取消し及び拒否並びに自動車等の運転の禁止に関しては、公安委員会の審議を経て処分決定を行うこと。

イ 違反行為又は人身事故等の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

(3) 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、別記第3号様式の処分決定通知書を送付して行うものとする。

5 処分の移送等

(1) 処分移送通知書に関する事務

ア 法第103条第3項(法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)に係る処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行うものとする。

(7) 交通違反の場合

- a 点数通報書及び行政処分関係書類
- b 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
- c 速度測定記録の写し
- d その他違反事実の証明に必要な資料

(イ) 交通事故の場合

- a 点数通報書及び行政処分関係書類
- b 実況見分調書の写し
- c 供述調書（被疑者・被害者・参考人）の写し
- d 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
- e その他違反事実の証明に必要な資料

イ 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整理をしたものを送付するものとする。

ウ 処分移送通知書の理由及び備考欄の記載は、府令別記様式第19については別表第3、府令別記様式第22の4については別表第4によって行うものとする。

(2) 処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送

ア 処分事案の移送は、別記第4号様式の行政処分関係書類送付書によって行うものとする。

イ 違反者講習該当事案の移送は、別記第5号様式の違反者講習関係書類送付書によって行うものとする。

ウ 前記(1)のア及びイは、処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。

エ 仮停止等をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止等をした警察署長等において直接送付するものとする。

6 処分の執行

(1) 関係事務の集中処理

処分書等の交付に関する事務は、原則として本部主管課において処理するものとする。

(2) 警察署における処分書等の交付

ア 行政処分（90日未満の免許の効力の停止又は保留に限る。）に係る処分書等の交付に関する事務は、札幌市内警察署の管轄区域に住所地を有する被処分者に係るものにあつては警察本部運転免許管理課が処理するものとし、札幌市内警察署以外の警察署の管轄区域に住所地を有する被処分者に係るものにあつては、本部主管課長が当該警察署に処理を依頼することができるものとする。

イ 本部主管課が処理する事務のうち、意見の聴取又は聴聞に欠席した者に対する処分書等の交付は、本部主管課長が当該被処分者の住所地を管轄する警察署（札幌市内警察署を除く。）に処理を依頼することができるものとする。

ウ 前記ア及びイに定める事項の場合において、被処分者が警察本部への出頭通知に応じない場合等の特段の事情がある場合には、本部主管課長が札幌市内警察署に処理を依頼することができるものとする。

エ 本部主管課長は、被処分者の住所地を管轄する警察署以外の警察署において、被処分者に処分書等を交付することが適当と認められる場合は、当該警察署に処理を依頼することができるものとする。

(3) 処分書等交付の際の留意事項

ア 処分書等を交付する際には、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

イ 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。

また、当該者の運転免許証を返納（提出）させること。

ウ 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続きを書面（以下「不服申立てに関する書面」という。）で教示すること。

エ 前記イの口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

(7) 過去の違反行為の不存在を理由とする申立てである場合

a その者が、免許を受けている者である場合には、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明するものとする。

ただし、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後、処分書等を交付するものとする。

b その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果、回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍）、住所等が一致したときであっても、なお、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、人的同一性の確認をした後、処分書等を交付するものとする。

(4) 過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関する申立てである場合

申立てが、違反行為の年月日、違反名等について具体的内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

(5) 違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のお

それが認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて審査するものとする。

(4) 処分執行通知

ア 処分決定を行った公安委員会が行う当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会に対する処分執行通知は、別記第6号様式の処分執行通知書を送付して行うものとする。

イ 処分決定を行った公安委員会と当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合で、当該処分決定を行った公安委員会が、後記7の(1)の処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から後記7の(2)に定める別記第8号様式の執行依頼処分通知書の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

7 処分執行依頼

(1) 処分執行依頼

ア 処分執行依頼を行う場合は、別記第7号様式の処分執行依頼書に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び不服申立てに関する書面並びに当該処分に係る運転者管理業務細則に定める「違反事故処分・短縮・手配等登録票」（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。）の写しを添付して行うものとする。

イ 行政処分に係る者に交付する処分書等の余白欄に当該処分執行依頼をする本部主管課において独自の取扱事項を記載している場合には、当該記載を抹消すること。

ウ 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、別記第3号様式の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」と変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する(居住している)者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」を追加記載して行うものとし、別記第7号様式の処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

(2) 処分執行依頼を受けた本部主管課の措置

ア 行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、前記6の(3)に準じて行うものとする。

イ 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納（提出）された運転免許証とともに、別記第8号様式の執行依頼処分通知書に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした当該都道府県警察の行政処分担当課に送付するものとする。

ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、当該処分執行依頼を受けた本部主管課において運転免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「運転免許証は、当課において返還」と記載し、当該運転免許証の送付は要しないものとする。

8 処分登録等

(1) 処分登録

ア 処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。

イ 処分登録は、処分書等を交付した本部主管課において行うものとする。

(2) 処分猶予登録

ア 適正な処分猶予登録を行うため、処分猶予登録は、本部主管課長の決裁を受けた後に行うものとする。

イ 本部主管課長の決裁は、運転者管理業務実施細則に定める違反事故処分・短縮・手配等登録票の欄外に「処分猶予」と朱書し、その部分又は所定の決裁欄に決裁印を押印するものとする。

(3) 処分手配登録

ア 処分執行依頼に係る事案

処分執行依頼を行う本部主管課は、処分手配登録をした後、処分執行依頼書を送付するものとする。

イ 違反者講習に係る事案

違反者講習通知を行った者で、違反者講習を受講せず所在不明と認めた者について行うものとする。

ウ その他の事案

その他の事案の処分手配登録は、概ね次に掲げる者について行うものとする。

(ア) 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者

(イ) 2 回目の出頭通知に応じない者

(ウ) その他本部主管課において処分手配登録を必要と認めた者

(4) 処分短縮登録

ア 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。

イ 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

ウ 停止処分者講習の受講の申出があった場合に、他の都道府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該処分短縮登録は、次により行うものとする。

(ア) 講習の受講を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認すること。

(イ) 住所変更について免許証記載事項変更の手続を行わせること。

(ウ) 処分を行った都道府県警察の行政処分担当課に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認すること。

(エ) 処分の短縮を決定したときは、前記(ウ)によって作成した処分短縮登録票によって短縮登録を行うこと。

第3 点数制度によらない行政処分

1 臨時適性検査対象事案（一定の病気等）

別に定める「一定の病気等に係る運転適性相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領」により処理するものとする。

2 重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有事案

前記第2の点数制度による行政処分に定める要領を準用するものとする。この場合において、前記第2の1の(2)に定める違反等登録票作成については、別に定める「運転免許の取消し、停止等に係る事前事務処理要領」に定める「点数制度によらない行政処分上申書」を作成し、違反等登録票の作成を省略するものとする。

第4 その他

1 本要領で定める本部主管課と警察署等における違反報告書など行政処分関係書類の送付要領その他必要な事項については、別に定めるものとする。

2 行政処分関係書類等の保存

行政処分関係書類等の保存は、次により行うものとする。

(1) 行政処分関係書類等は、処分決定年月日順に整理し、次の区分により保存すること。

ア 一般違反行為を理由として処分執行した事案 8年

イ 特定違反行為を理由として処分執行した事案 13年

(2) 処分を決定したが、処分書等未交付のまま、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること。その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。

ア 一般違反行為を理由として処分を決定した事案 10年3か月

イ 特定違反行為を理由として処分を決定した事案 15年3か月

(3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。

(4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に、次により整理保存すること。

ア 交通違反

警察署等の別に当該違反の発生日順に整理し、13年間保存する。

イ 交通事故

警察署等の別に登録年月日順に整理し、13年間保存する。

3 点数制度の広報

- (1) 本部主管課長及び警察署長等は、交通取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布し、また、運転者講習会を利用するなどし、点数制度の周知に努めるものとする。
- (2) 本部主管課長及び警察署長等は、交通取締りの際に違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるよう、警察官に対する指導、教養を定期的に行うものとする。なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日の処分書等の交付又は警告通知により知らされる旨を教示するものとし、警察官において計算した点数を教示することがないようにするものとする。

4 処分を免れている者に対する執行の確保

本部主管課長及び警察署長等は、処分手配該当者を発見したときは、法第104条の3第2項の出頭命令及び第3項の免許証の保管の制度を活用して、行政処分の執行の確保に努めるものとする。

また、本部主管課は、他の都道府県警察の事案についても関係都道府県警察相互の緊密な協力によって、その執行の確保に努めるものとする。

※ 別記様式は省略

別表 第1

不注意の程度の区分		認定基準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重 い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽 大	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合であって、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき
	い 小	大以外の場合

備考

- 1 「その他の事由」とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 「主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき」とは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間3月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」又は「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）及び危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

別表 第2

交通事故に関する登録除外理由

- 1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合（当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。）

別表 第3

<p>理 由</p>	<p><input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項</p> <p> <input type="checkbox"/> 第5号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第6号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第7号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第8号に該当</p> <p><input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項</p> <p> <input type="checkbox"/> 第1号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第2号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第3号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第4号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第5号に該当</p>
<p>備 考</p>	<p>添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 点数通報書</p> <p><input type="checkbox"/> 行政処分関係書類</p> <p><input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 供述調書の写し（<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 参考人）</p> <p><input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し</p> <p><input type="checkbox"/> 速度測定記録の写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他違反事実の証明に必要な資料</p>

別表 第4

<p>理 由</p>	<p><input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第1項</p> <p> <input type="checkbox"/> 第1号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第2号に該当</p> <p><input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第2項</p> <p> <input type="checkbox"/> 第1号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第2号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第3号に該当</p> <p> <input type="checkbox"/> 第4号に該当</p>
<p>備 考</p>	<p>添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 点数通報書</p> <p><input type="checkbox"/> 行政処分関係書類</p> <p><input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 供述調書の写し（<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 参考人）</p> <p><input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他違反事実の証明に必要な資料</p>